



平成28年4月27日

各位

会社名 株式会社 中国 銀行
代表者名 取締役頭取 宮 長 雅 人
(コード番号 8382 東証第1部)
本社所在地 岡山市北区丸の内一丁目15番20号
問合せ先 執行役員総合企画部長 平 本 辰 雄
(TEL 086-223-3111)

監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ

当行は、平成28年4月27日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本移行につきましては、本年6月に開催予定の当行第135回定時株主総会において、必要な定款の変更についてご承認が得られることを条件として実施いたします。

記

1. 移行の目的

- (1) 監査等委員会設置会社は、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」の設置が義務付けられ、監査等委員である取締役に取締役会における議決権が付与されることから、取締役会および業務執行者に対する監査・監督機能を強化することができる。
- (2) 監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員でない取締役の選任（再任）等について監査等委員会の意見を述べることができ、取締役会および取締役に對する監督機能を強化することができる。
- (3) 社外監査役が取締役である監査等委員に移行することにより、社外取締役の比率が高まることになり、社外の知見を今まで以上に取締役会の議論に反映することができる。
- (4) 監査等委員会設置会社は、会社法第399条の13第6項に基づき、取締役会の権限の一部を取締役に委任することが可能となることから、取締役会付議事項を重要性の高い議案に絞りこみ、経営戦略など重要議案の審議の充実、ならびに意思決定の迅速化を図る。

2. 移行の時期

本年6月に開催予定の当行第135回定時株主総会において、定款の変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

3. その他

定款変更の内容および役員人事などを含む移行の詳細につきましては、決定次第お知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社の概要につきましては、別紙をご覧ください。

以 上

本件に関するお問い合わせ先（TEL 086－223－3111）

総合企画部

総合企画部

広報 CSR センター

小野（内線 1501）

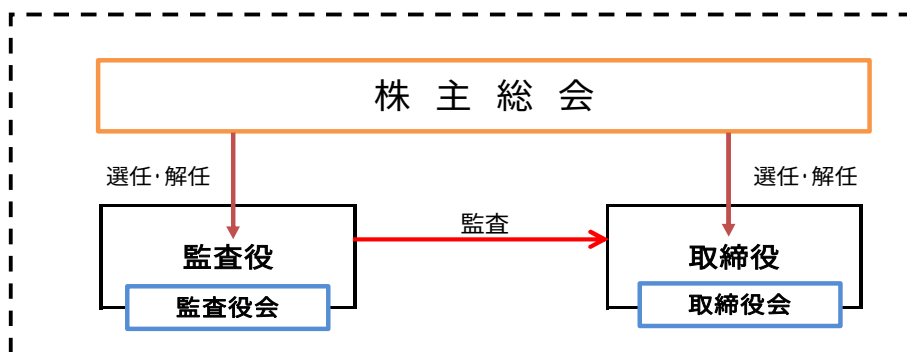
福本（内線 1505）

田村（内線 1913）

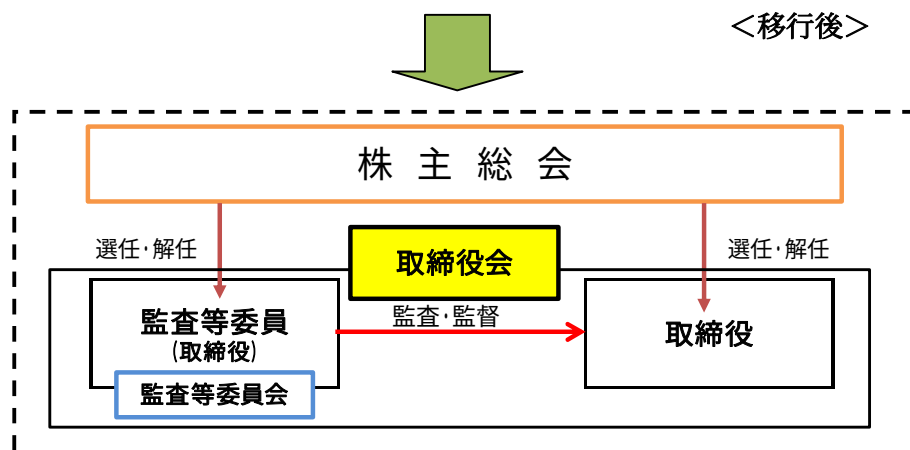
「監査役会設置会社」と「監査等委員会設置会社」の比較

1. イメージ図

<現在>



<移行後>



2. 主な相違点

	現在	移行後
設 機 計 関	監査役会設置会社	監査等委員会設置会社
組 織	監査役会	監査等委員会
職 位	監査役	監査等委員である取締役
構 成	3名以上で「社外」が半数以上	3名以上で「社外」が過半数
任 期	4年	2年(その他の取締役は1年任期)
選 任	株主総会で選任	監査等委員以外の取締役と区別して、株主総会で選任